



令和7年3月14日（金） 第10281号

目次

ページ

規則

- 群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童福祉課） 2
- 群馬県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課） 2

告示

- 群馬県指定重要有形民俗文化財の指定（文化財保護課） 3
- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課） 3
- 土壤汚染対策法による区域の指定（環境保全課） 3
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課） 4
- 道路の区域変更（道路管理課） 5
- 道路の供用開始（同） 5
- 道路の区域変更（同） 5
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課） 6

公告

- 指定確認検査機関の確認検査の業務の全部廃止に係る公示（建築課） 6

教育委員会規則

- 群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（健康体育課） 7

人事委員会規則

- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 58
- 群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則 58
- 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 58
- 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 60
- 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 61

規則

群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十号

群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年群馬県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「知事が市町村長から同法別表第二の六十三の項を」「知事が市町村長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第二条の表八十八の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十一号

群馬県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年群馬県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「学校教育法第五十七条又は法附則第三項に該当することを証する書類及び」を削る。

別記様式第一号中

資格の名称 〔上欄の2に該当する者に限る。〕	
資格の名称 〔上欄の2に該当する者に限る。〕	

規定により高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無	☐ 有 ☐ 無
-------------------------------	---

改める。

別記様式第二号中

免許の取消処分を受けたことの有無（あるときは、その理由及び年月日）	
免許の取消処分を受けたことの有無（あるときは、その理由及び年月日）	☐ 有 ☐ 無 (理由及び年月日)
麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当することの有無	☐ 有 ☐ 無

「2 医師の診断書（麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する診断書）
3 製菓衛生師試験に合格したことを証する書類」を「2 製菓衛生師試験に合格したことを証する書類」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県製菓衛生師法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第63号

群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第30条第1項の規定により、群馬県指定重要有形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

名称及び員数	所在場所	所有者（管理者）
群馬の養蚕・製糸用具 638点	群馬県立歴史博物館 高崎市綿貫町992-1	群馬県

◎群馬県告示第64号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1S-LSD）及びその塩類
- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン（通称名MPT、Methylpropyltryptamine）及びその塩類
- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和7年3月15日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第65号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定する区域 渋川市石原字田中442番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第66号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 前橋市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林
 - (2) 期間 令和7年4月7日から同年5月26日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。
- 4 命令しようとする理由 1 (1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他
 - (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1 (2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行いう見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下仁田上野線	多野郡上野村大字檜原字南 2726番の1地先から同 郡同村大字同字同2732 番の4地先まで	前	10.9～13.7	263.4
			後	10.9～22.4	263.4

◎群馬県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下仁田上野線	多野郡上野村大字檜原字南2726番の1地先から 同郡同村大字同字同2732番の4地先まで	令和7年3月14日

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	水上片品線	利根郡片品村大字戸倉字金	前	9.7～16.4	105.9

		井沢891番の1地内	後	12.0～25.2	105.9
--	--	------------	---	-----------	-------

◎群馬県告示第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、館林都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 明和町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画下水道事業 明和公共下水道
- 3 事業施行期間 平成11年11月29日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の21第1項の指定確認検査機関（以下「機関」という。）について、法第77条の34第1項の規定により、確認検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年3月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 確認検査の業務を全部廃止する機関の名称及び所在地並びに代表者の氏名 公益財団法人群馬県建設技術センター 群馬県前橋市大渡町一丁目10番地の7 理事長 岩下 勝則
- 2 確認検査の業務の全部廃止の年月日 令和7年3月31日

■教育委員会規則

群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成三年群馬県条例第三十一号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則で「災害」、「補償」又は「補償基礎額」とは、それぞれ公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四十三号。以下「法」という。）第二条、法第三条又は公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）第一条に規定する災害、補償又は補償基礎額をいう。

（災害発生時の報告）

第三条 群馬県立学校の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について公務により生じたと認められる災害が発生したときは、公務災害発生報告書（別記様式第一号）により、速やかにその旨を群馬県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

（認定及び通知）

第四条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、公務災害認定通知書（別記様式第二号）により、補償を受けるべき者に対し、速やかに通知しなければならない。

（補償の請求方法）

第五条 補償を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、補償の請求書（別記様式第三号から別記様式第十五号まで）を学校医等の所属する学校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が指定した医療機関又は薬局（以下「指定医療機関等」という。）において療養を受ける場合の療養補償については、指定医療機関等を経由して提出しなければならない。

（遺族補償年金等の請求の代表者）

第六条 遺族補償年金又は遺族補償一時金（以下この条において「遺族補償年金等」

という。）を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、これらの者は、そのうちの一人を遺族補償年金等の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又は代表者を解任したときは、速やかに書面での旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合においては、その代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を併せて提出しなければならない。

（補償の支給方法）

第七条 教育委員会は、第五条に規定する補償の請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に対し、災害補償支給通知書（別記様式第十六号又は別記様式第十七号）によりその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

（年金証書）

第八条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該年金たる補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書（別記様式第十八号）を交付しなければならない。

2 教育委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第九条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（別記様式第十九号）に亡失の理由を明らかにすることができ、書類又はその損傷した年金証書を添えて、教育委員会に対し年金証書の再交付を請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

第十条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を教育委員会に返納しなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第十一条 政令第十一条第一項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請する者は遺族補償年金支給停止申請書（別記様式第二十号）を、同条第二項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は遺族補償年金支給停止解除申請書（別記様式第二十一号）及び年金証書を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に対し、速やかに遺族補償年金支給停止通知書（別記様式第二十二号）又は遺族補償年金支給停止解除通知

書（別記様式第二十三号）により、その旨を通知しなければならない。

（定期報告）

第十二条 年金たる補償を受ける者は、毎年一回二月一日から同月末日までの間に障害（傷病）の現状報告書（別記様式第二十四号）又は遺族の現状報告書（別記様式第二十五号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（届出）

第十三条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更した場合

二 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

イ その負傷又は疾病が治った場合

ロ その障害の程度に変更があつた場合

三 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

四 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

イ 政令第十条第一項（同項第一号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

ロ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ハ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が五十五歳に達したとき（政令第八条第一項第四号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は同号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 前二項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他必要な資料を教育委員会に提出しなければならない。

（第三者の行為による災害の届出）

第十四条 補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。

（校長の助力及び証明）

第十五条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、学校医等の所属する学校の校長はその手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 学校医等の所属する学校の校長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。（公務災害補償記録簿等）

第十六条 教育委員会は、公務災害補償記録簿（別記様式第二十六号）、傷病補償年金記録簿（別記様式第二十七号）、障害補償年金記録簿（別記様式第二十八号）及び遺族補償年金記録簿（別記様式第二十九号）を備え、必要な事項を記入しなければならない。

（補則）

第十七条 この規則に定めるもののほか、学校医等の公務災害補償の実施について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

公務災害発生報告書

群馬県教育委員会教育長 殿 下記のとおり公務により生じたと認められる災害が発生しましたので報告します。 年 月 日 報告者の職 _____ 氏 名 _____				
被災学校医 等の氏名	男 女	生 年 月 日	年 月 日（歳）	
所 属 学 校	職 名			
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 ごろ	災 害 発 生 場 所		
傷 病 名	傷 病 の 部 位 及びその程度			
傷病の経過	☐ 療養中 ☐ 死 亡 （ 月 日 時 ごろ）	休 業 日 数 見 込	約 日	
医療機関別	☐ 指定医療機関 ☐ 一般医療機関	健 康 状 態	平 常 当 日	
公務による 受 傷 病 歴	私 傷 病 歴			
配 偶 者	☐ 有 ☐ 無		家 族 員 数	家 族 人
補償を受け る べき 者	氏 名			続柄又は 関 係
	住 所			

（裏）

（事案の概要）			
（災害発生当日の状況とその原因）			
（公務により生じたと認める理由）			
添付書類名			
※ 受理年月日	年 月 日	※ 認定年月日	年 月 日
		※ 通知年月日	年 月 日

〔注意事項〕

この書類には、医師の診断書、災害現認書、自動車事故の場合は警察署長が発行する事故証明書等公務により生じたかどうかの認定の参考となる書類を添付すること。

別記様式第2号（規格A4）（第4条関係）

番 号
年 月 日

殿

群馬県教育委員会教育長 印

公務災害認定通知書

あなたは、下記の公務災害に対して補償を受けることができますので、群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成3年群馬県条例第31号）第4条の規定により通知します。

記

1 被災者職・氏名

2 認定番号

3 災害発生年月日

4 傷病名

別記様式第3号（規格A4）（第5条関係）

1号紙

療養補償請求書		認定番号	
		請求回数	第 回（ 月分）
群馬県教育委員会教育長 殿		請求年月日 年 月 日	
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所 氏 名	
1 受 委 領 任	この請求書による療養補償の費用の受領を に委任します。 委任者		左記の委任に基づき、この請求書による療養補償 の費用の支払を請求します。 医療機関 (印) 氏名(代表者)
2 被 職 災 員	(氏名)		(職名)
	(所属学校)		(負傷又は発病年月日)
3 診療費	内訳は「※10 診療費請求明細」欄記載のとおり		円
4 調剤費	内訳は「※11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		円
5 看護料	☐ 看護師 年 月 日から 日間		円
	☐ その他 年 月 日まで		
6 移送料	☐ 交通費 ☐ 片道 から まで km 回 ☐ 往復		円
	☐ その他の移送費		
7 上記以外の療養費			円
8 合計			円

9 送 金 先	振込先		銀行 支店	※ 受理 年 月 日
	預金科目		☐ 普通預金 ☐ 当座預金	※ 決定 年 月 日
	振込 口座	口座番号		※ 決定金額 円
		名義		※ 支払 年 月 日

2号紙

※10 診療費請求明細				(氏名)							
傷病名	ア イ ウ			診療開始日	ア	年	月	日	診療期間	年 月 日から	
					イ	年	月	日		年 月 日まで	
				ウ	年	月	日	診療実日数		日	
診察料	初診		時間外・休日・深夜		回	点		傷病の経過			
	再診	再診		回							
		内科再診		回							
		時間外		回							
		休日・深夜		回							
指導				回							
往診	普通		回		転帰	年 月 日					
	夜間		回			治癒 継続 転医 中止 死亡					
	深夜・暴風雨雪・難路		回								
投薬料	内服	{	薬 剤	単位	摘 要						
			調・処	回							
	屯服	{	薬 剤	単位							
調・処			回								
外用	{	薬 剤	単位								
		調・処	回								
注射料	皮下筋肉内		回								
	静脈内		回								
	その他		回								
処置料	(処置名・回数等)		回								
			回								
	薬剤		回								
手術・麻酔料	(手術名・回数等)		回								
			回								
	薬剤		回								
検査料	(検査名・回数等)		回								
			回								
	薬剤		回								
レントゲン料	(使用フィルム・回数等)		回								
			回								
その他	(治療名・回数等)										

入院	入院年月日		年 月 日			
	病院	基食	看特1	入院時基本診療料 (室料・看護料・給食料) 点		
			看特2	食有 × 日間		
			看特2	食無 × 日間		
	診療所	普食	看1	特食 × 日間		
			看2	入院時医学管理料		
			看2	2週間以内 × 日間		
	診療所	基寝衣	看2	2週間超～1月以内 × 日間		
			看3	1月超～3月以内 × 日間		
			看3	3月超 × 日間		
その他						
診療報酬点数表により計算できるもの				合計点数 1点単価 ×	円	
診療報酬点数表により計算できないもの				診断書料・入院室料差額等	円	
診療費請求合計額					円	
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。（この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。） 年 月 日 診療機関の { 所在地 名称 医師の氏名 (印)						

3号紙

※11 調剤費請求明細		(氏名)					
処方せんを交付した診療機関の		{ 所在地 名称 医師の氏名					
調 剤 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間				調 剤 実日数 日	
調剤費の内訳							金 額 (円)
処方月日	調剤月日	剤型	処方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料	
月 日	月 日				円	円	
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
調剤費の合計							円
処方せんの枚数							枚
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。（この欄の記入は、調剤に当たった薬剤師に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。）							
年 月 日							
薬局の { 所在地 名称 薬剤師の氏名							
(印)							

〔注意事項〕

- 1 「1 受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等又は調剤に当たった薬剤師若しくは薬局に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 2 「5 看護料」及び「6 移送料」については、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 3 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 4 「※10 診療費請求明細」又は「※11 調剤費請求明細」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師又は薬剤師の証明書を添付してもよいこと。
- 5 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。

別記様式第4号（規格A4）（第5条関係）

休業補償請求書		認定番号	
		請求回数	第 回
群馬県教育委員会教育長 殿 下記の休業補償を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所 _____ 氏名 _____	
1 (所属学校)			
2 (氏 名) 年 月 日生		3 (職 名)	
		4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日	
5 (請求日数) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日			
6 所 属 学 校 の 証 明	5については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所在地 名 称 職氏名		
7 休 業 補 償 金 額 の 計 算	他の法律による給付を受けている場合	$\begin{aligned} & (\text{補償基礎額}) \times (\text{請求日数}) \times \frac{60}{100} \times (\text{調整率}) = \text{(A)} \text{ 円} \\ & (\text{補償基礎額}) \times (\text{請求日数}) \times \frac{60}{100} - \frac{\text{他の法律による給付年金額}}{365} \\ & = \text{(B)} \text{ 円} \end{aligned}$	
	上記以外の場合	$(\text{補償基礎額}) \times (\text{請求日数}) \times \frac{60}{100} = \text{円}$	
8 休業補償請求金額		円	
※ 9 医 師 の 証 明	(傷病名)	(現在の状態) 年 月 日 ☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 継続中 ☐ 転医	
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日	勤務することができなかったと認められる理由	
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の { 所在地 名 称 医師氏名 } (印)		
10 添付する書類その他の資料名			

11 送金先	振 込 先		銀行 支店	※ 受 理	年 月 日
	預 金 科 目		☐ 普通預金 ☐ 当座預金	※ 決 定	年 月 日
	振 込 口 座	口座番号		※ 決定金額	円
		名 義		※ 支 払	年 月 日

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

傷病補償年金請求書

		認定番号	
群馬県教育委員会教育長 殿		請求年月日 年 月 日	
下記の傷病補償を請求します。		住 所 _____	
		氏 名 _____	
1 (所属学校)			
2 (氏 名)		3 (職 名)	
年 月 日生			
4 (負傷又は発病年月日)			
年 月 日			
5 (障害の部位及びその程度)			
6 等 級	第 級 号		
7 厚生年金保険法 (昭和29年法律 第115号)等の 適用	☐ _____の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。		
8 傷病補償年金計算 額	他の法律によ る給付を受け (補償基礎額) (倍数) (調整率) ている場合 × × = 円		
	上記以外の場 (補償基礎額) (倍数) 合 × = 円		
9 添付する書類その 他の資料名			

10 送 金 先	振 込 先		銀行 支店	
	預 金 科 目		☐ 普通預金 ☐ 当座預金	
	振 込	口座番号		
	口座	名 義		

※受理	年 月 日
※決定	年 月 日
※支払	年 月 日
※等級	第 級 号
※年金証書の番号	第 号
※支給開始年月	年 月
※決定金額	円

（裏）

〔注意事項〕

- 1 「7 厚生年金保険法等の適用」の欄は、傷病補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が厚生年金保険法等の適用を受ける者であるときは、「____の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法等の障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号、番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

- 2 この請求書には、等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の書類及び資料を添付すること。

別記様式第6号（規格A4）（第5条関係）

傷病補償変更請求書

		認定番号	
群馬県教育委員会教育長 殿 下記のとおり傷病補償の変更を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の年金 証書番号_____	
		住 所_____	
		氏 名_____	
1 現在受けている傷病年金の等級		第 級 号	
2 現在受けている傷病年金の支給が開始された年月		年 月	
3 障害の程度に変更があった年月日		年 月 日	
4 変更後の障害の部位及びその程度		(第 級 号)	
5 変更後の傷病補償年金計算額	他の法律による給付を受けている場合	(補償基礎額) (倍数) (調整率) × × = 円	
	上記以外の場合	(補償基礎額) (倍 数) × = 円	
6 添付する書類その他の資料名			

※受理	年 月 日	※変更後の等級	第 級 号
※決定	年 月 日	※決定金額	円
	☐ 変更 ☐ 不変更	※支払	年 月 日

〔注意事項〕

この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

別記様式第7号（規格A4）（第5条関係）

障害補償年金請求書
一時金

		認定番号	
群馬県教育委員会教育長 殿		請求年月日 年 月 日	
下記のとおり障害補償を請求します。		請求者の住所 _____ 氏名 _____	
1 (所属学校)			
2 (氏 名)		3 (職 名)	
年 月 日生			
4 (負傷又は発病年月日)		5 (治癒年月日)	
年 月 日		年 月 日	
6 (障害の部位及びその程度)			
7 (既存障害とその程度)			
8 等 級	第 級 号		
9 厚生年金保険法 (昭和29年法律第 115号)等の適用	☐ _____の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。		
10 障害補償請求金額 の計算	他の法律によ る給付を受け ている場合	(補償基礎額) (倍 数) (調整率) × × = 円	
	上記以外の場合	(補償基礎額) (倍 数) × = 円	
11 添付する書類その 他の資料名			

12 送 金 先	振 込 先		銀行 支店		※受 理	年 月 日
	預金科目		□普 通 預 金 □当 座 預 金		※決 定	年 月 日
	振 込	口座番号			※支 払 (一時金の場合)	年 月 日
		名 義			※等 級	第 級 号
						※年金証書の番号
					※支給開始年月	年 月
				※決定金額	□年金 円 □一時金 円	

（裏）

〔注意事項〕

- 1 「7（既存障害とその程度）」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 2 「9 厚生年金保険法等の適用」の欄は、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が厚生年金保険法等の適用を受ける者であるときは、「____の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法等の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号、番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

- 3 この請求書には、治癒の時間の決定及び等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の書類及び資料を添付すること。

別記様式第8号（規格A4）（第5条関係）

障害補償変更請求書

		認 定 番 号				
群馬県教育委員会教育長 殿 下記のとおり障害補償の変更を請求します。		請求年月日 年 月 日				
		請求者の年金 証書番号				
		住 所				
		氏 名				
1 現在受けている障害年金の等級		第 級 号				
2 現在受けている障害年金の支給が開始された年月		年 月				
3 障害の程度に変更があった年月日		年 月 日				
4 変更後の障害の部位及びその程度		(第 級)				
5 変更後の障害補償請求金額の計算	年 金	他の法律による給付を受けている場合	(補 償 基礎額)	(倍数)	(調整率)	× × = 円
		上記以外の場合	(補償基礎額)	(倍 数)	× = 円	
	一 時 金	(補償基礎額)	(倍 数)	× = 円		
6 添付する書類その他の資料名						

※受 理	年 月 日	※変更後の等級	第 級 号	
※決 定	年 月 日 □変 更 □不変更	※決定金額	円	
		※支 払	年 金	年 月開始
			一 時 金	年 月 日

〔注意事項〕

この請求書には、障害の程度に変更があった時期の決定及び変更後の等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

別記様式第9号（規格A4）（第5条関係）

障害補償年金差額一時金請求書

		認 定 番 号	
群馬県教育委員会教育長 殿		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所 _____	
		氏 名 _____	
下記の障害補償年金差額一時金を請求します。		学校医等との続柄又は関係 _____	
1 死に 関 学 校 の 医 事 等 項	(所属学校)		
	(氏 名) 年 月 日生		
	(職 名)		
	(死亡年月日) 年 月 日		
2 障 害 補 償 差 額 一 時 金 の 計 算	受 給 権 者 の 氏 名	死亡学校医等との続 柄 又 は 関 係	支給された年金の額の合計
			支給された前払一時金の額
	補償基礎額 倍数 支給された年金 及び前払一時金 $\left\{ \left[\quad \right] \times \left[\quad \right] - \left[\quad \right] \right\} \times \left[\frac{1}{\quad} \right] =$ 受給権者の数		
3	障害補償年金差額一時金請求額		円
4	添付する書類その他の資料名		

5 送 金 先	振 込 先		銀行 支店
	預 金 科 目		☐ 普 通 預 金 ☐ 当 座 預 金
	振込 口座	口座番号	
		名 義	

※ 受 理	年 月 日
※ 決 定	年 月 日
※ 決定金額	円
※ 支 払	年 月 日

別記様式第10号（規格A4）（第5条関係）

介 護 補 償 請 求 書				☐ 新規 ☐ 継続		
群馬県教育委員会教育長 殿 下記の介護補償を請求します。			請求年月日 年 月 日			
			請求者の住所 _____ 氏 名 _____			
被災 学校 医等 等 項	1 (所属学校)					
	(氏 名) 年 月 日生					
	(職 名)					
	(負傷又は発病年月日) 年 月 日					
2	傷病等級又は 障 害 等 級	傷病等級 (第 級 号) 障害等級 (第 級 号)	3 年金証書の番号	第 号		
4 介護を要する状態の常時又は随時の別			☐ 常時介護を要する状態 ☐ 随時介護を要する状態			
5 請求 金額 等	請 求 対 象 年 月	介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無	介護費用として支出した額	請 求 月 額		
	年 月	☐ ある ☐ ない	円	円		
	年 月	☐ ある ☐ ない	円	円		
	年 月	☐ ある ☐ ない	円	円		
	介護補償請求金額(請求月額合計)				円	
6 介護を受けた場所		☐ 居宅 ☐ 病院・施設(名称: _____) 入院・入所期間(年 月 日から 年 月 日まで)				
7 介護 従事 した 者 に	氏 名		請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間		
				年 月 日 ~ 年 月 日		
				年 月 日 ~ 年 月 日		
				年 月 日 ~ 年 月 日		
8 送 金 先	振 込 先		銀行 支店		※ 受 理	年 月 日
	預 金 科 目		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※ 決 定	年 月 日
	振込口座	口座番号			※ 決 定 金 額	円
		名義			※ 支 払	年 月 日

別記様式第11号（規格A4）（第5条関係）

遺族補償年金請求書

		認 定 番 号			
群馬県教育委員会教育長 殿			請求年月日 年 月 日		
下記の遺族補償年金を請求します。			請求者(代表者)の 住 所 _____ 氏 名 _____ 学校医等との続柄又は関係		
1 死に 亡関 学す 校る 医事 等項	(所属学校)				
	(氏 名) 年 月 日生				
	(職 名)				
	(死亡年月日) 年 月 日				
	厚生年金保険法等の適用		☐ _____の被保険者であった。 ☐ 被保険者でなかった。		
2 請求の事由		☐ 学校医等の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明			
3 請求 者及 び遺 族補 償 年 金 を 受 け る こ と が 可 能 な 遺 族	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡学校医等 との 続 柄	備 考
4 既に 遺族 補償 年金 を受 けて いる 者	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡学校医等 との 続 柄	備 考
5 遺族補償年金 計算額		他の法律による給 付を受けている場 合	(補償基礎額) × 365 × (年金額算定の率) × _____ 1 _____ × (調整率) = _____ 円 (請求者の数)		
		上記以外の場合	(補償基礎額) × 365 × (年金額算定の率) × _____ 1 _____ = _____ 円 (請求者の数)		

6 遺族補償年金請求金額	請求者が1人の場合又は代表者が選任しない場合	円
	代表者を選任した場合	(5の請求年額) × (請求者の数) = 円
7 添付する書類その他の資料名		

8 送金先	振込先		銀行 支店
	預金科目		☐ 普通預金 ☐ 当座預金
	振込口座	口座番号	
		名義	

※受理	年 月 日
※決定	年 月 日
※年金証書の番号	第 号
※支給開始年月	年 月
※決定金額	☐ 請求者1人の場合又は代表者を選出しない場合 ☐ 代表者を選出した場合 円

（裏）

〔注意事項〕

- 1 「1 死亡学校医等に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡学校医等が厚生年金保険法等の適用を受ける者であるときは、「____の被保険者であった。」に、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって厚生年金保険法等の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。
- 2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者である場合は(請) その者が代表者であるときは(代)、その者が妻で等級第7級以上の障害を有する状態にあるときは(請)(障)、その者が等級第7級以上の障害を有する状態にあるときは(障) また、その者が請求者と生計を同じくしているときは(生) と記入する。
- 3 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄は、この記載の事由が学校医等の死亡以外の場合に記入すること。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(3)に掲げる書類は、添付する必要がない。
 - (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実を証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族氏名、及び学校医等との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (5) 請求者又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が等級第7級以上の障害を有する状態にある者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
 - (6) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることができる書類
 - (7) 受給権者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その者が等級第7級以上の障害を有する状態にある者については、その状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類
 - (9) 請求者が2人以上である場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等、その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

別記様式第12号（規格A4）（第5条関係）

遺族補償一時金請求書

		認定番号				
群馬県教育委員会教育長 殿 下記の遺族補償一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日				
		請求者の住所 _____ _____				
		氏 名 _____				
		学校医等との続柄又は関係				
1 死亡学校医等 に関する事項	(所属学校)					
	(氏 名) 年 月 日生					
	(職 名)					
	(死亡年月日) 年 月 日					
2 遺族補償一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	死亡学校医等との続柄又は関係	$\left(\begin{array}{c} \text{補 償} \\ \text{基 礎 額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{支給された} \\ \text{年 金 額} \end{array} \right)$		
				$\left(\quad \times \quad - \quad \right)$		
				$\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$		
				$\times \quad = \quad \text{円}$		
	遺族補償年金が 支給されていた 場合	年金の受給権者であった者の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の合計	
					円	
					円	
		総 計			円	
3 遺族補償一時金請求額		円				
4 添付する書類その他の資料名						

5 送 金 先	振 込 先		銀行 支店	※ 受 理	年 月 日
	預 金 科 目		☐ 普通預金 ☐ 当座預金	※ 決 定	年 月 日
	振込口座	口座 番号		※ 決 定 金 額	円
		名義		※ 支 払	年 月 日

（裏）

〔注意事項〕

- 1 「2 遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の欄には、全ての受給権者について記入すること。
- 2 「2 遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「遺族補償年金が支給されていた場合」の項は、この請求書の提出前に当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていた場合に記入すること。
- 3 この請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、この請求書の提出前に、当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)に掲げる書類を添付する必要はない。
 - (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案調書、検視調書、その他学校医等の死亡の事実を証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者の氏名及び学校医等との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
 - (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (4) 学校医等の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者のないことを証明する書類
 - (5) 請求者が学校医等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合には、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (6) 請求者が配偶者並びに学校医等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者で、主として学校医等の収入によって生計を維持していた者であるときは、学校医等の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (7) 請求者が、学校医等の遺言又はその任命権者に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類
 - (9) その他必要な書類

別記様式第13号（規格A4）（第5条関係）

前 払 一 時 金 請 求 書

		認定番号		
群馬県教育委員会教育長 殿 下記のとおり前払一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日		
		請求者（代表者）の		
		住 所 _____		
		氏 名 _____ 学校医等との続柄又は関係		
1 学校医等に 関する事項	(所属学校)			
	(氏 名) 年 月 日生			
	(職 名)			
	(死亡年月日又は支給すべき事由が生じた日) 年 月 日			
2 請求者の 同順位者	氏 名	生 年 月 日	住 所	
3 前払一時金請求金額		(補償基礎額) 1,200 1,000 800 × = 円 600 400 200		

4 前払一時金(請求)の申出 を行った月までの期間に係 る年金の額	年 月 日から
	年 月 日まで 円

5 送 金 先	振 込 先		銀行 支店
	預 金 科 目		☐ 普 通 預 金 ☐ 当 座 預 金
	振 込	口 座 番 号	
	口 座	名 義	

※受 理	年 月 日
※決 定	年 月 日
※決定金額	円
※支 払	年 月 日

別記様式第14号（規格A4）（第5条関係）

葬 祭 補 償 請 求 書

		認定番号	
群馬県教育委員会教育長 殿		請求年月日 年 月 日	
下記の葬祭補償を請求します。		請求者の住所 _____ 氏 名 _____ 学校医等との続柄又は関係	
1 死亡 学校 医等 に 関 する 事 項	(所属学校)		
	(氏 名) 年 月 日生		
	(職 名)		
	(死亡年月日) 年 月 日		
2 葬 祭 補 償 請 求 金 額	補償基礎額 倍 (A) 円 + ×30 = 円		
	補償基礎額 倍 (B) ×60 = 円		
	(A), (B)のうち □(A) □(B) 円 高い方の金額		
3 添付する書類その他の資料名			

4 送 金 先	振 込 先		銀行 支店	※受 理	年 月 日
	預 金 科 目		□普 通 預 金 □当 座 預 金	※決 定	年 月 日
	振 込 口 座	口 座 番 号		※決定金額	円
		名 義		※支 払	年 月 日

〔注意事項〕

この請求書には、葬祭を行った事実を認めることのできる書類を添付すること。

別記様式第15号（規格A4）（第5条関係）

未支給の補償請求書

		認定番号	
群馬県教育委員会教育長 殿		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所 _____ 氏 名 _____ 続柄又は関係 _____	
下記の未支給の補償の支給を請求します。			
1 死亡した 受給権者	氏 名		
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
2 未支給の 補 償	種 類	年金たる補償のときは 第 号 年金証書の番号	
	請 求 金 額	円	
3 添付する書類その他の資料名			

4 送 金 先	振 込 先		銀行 支店	※受 理	年 月 日
	預 金 科 目		☐ 普 通 預 金 ☐ 当 座 預 金	※決 定	年 月 日
	振 込 口 座	口 座 番 号		※決定金額	円
		名 義		※支 払	年 月 日

（裏）

この請求者には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

- （1） 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写し
- （2） 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - ア 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - イ 請求者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- （3） 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
- （4） 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類

別記様式第16号（規格A4）（第7条関係）

災害補償支給通知書（年金たる補償）

番 号
年 月 日

____ 殿

群馬県教育委員会教育長 印

補 償 の 決 定 に つ い て

年 月 日付けをもって請求のあった については、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

- ☐ 支 給 理 由
☐ 不 支 給

1 受給権者氏名
(年金証書の番号)

- 2 支給年金額
(1) 補償基礎額
(2) 等級
(3) 受給権者以外の遺族補償

年金額の算定の基礎となる

遺族の氏名

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県人事委員会に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号（規格A4）（第7条関係）

災害補償支給通知書（年金たる補償以外の補償）

番 号
年 月 日

_____殿

群馬県教育委員会教育長 印

補 償 の 決 定 に つ い て

年 月 日付けをもって請求のあった _____ については、下記のとおり決定したので通知します。

記

☐ 支 給 理 由
☐ 不 支 給

- 1 受給権者氏名
- 2 補償請求金額
- 3 補償支給決定額
（査定概要）
- 4 支払方法
- 5 支払（振込）予定日

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県人事委員会に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第18号（規格A5）（第8条関係）

	第 号
	学校医等公務災害補償
	年 金 証 書
	群馬県教育委員会

(4)

(1)

受給権者の住所 _____	〔注 意 事 項〕 (別記のとおり)
受給権者の氏名 _____	
_____ 年 月 日生	
補 償 の 種 類 _____ 補償年金(第 級)	
年 金 の 額 _____ 円	
支 給 開 始 年 月 _____ 年 _____ 月	
群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。	
年 月 日	
群馬県教育委員会 印	

(2)

(3)

別記

- 1 この証書は学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- 2 これらの補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月にそれぞれその前月分までを支払います。
- 3 この補償を受ける権利は、譲り渡したり又は担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 4 この証書を亡失したり損傷したときは、再交付を教育委員会に請求してください。また証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 5 あらかじめ教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、教育委員会に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 6 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和62年文部省令第1号。以下「施行規則」という。）別表第2に定める等級の第1級、第2級又は第3級に該当しなくなった場合
 - (2) 障害補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 施行規則別表第2に定める等級の第7級以上に該当しなくなった場合
 - (3) 遺族補償年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合
 - エ 離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合
 - オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときはその者が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合（その者が学校医等死亡の時から引き続き施行規則別表第2に定める第7級以上の障害を有する状態にある場合を除く。）
 - カ 施行規則別表第2に定める第7級以上の障害を有する状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

別記様式第19号（規格A4）（第9条関係）

年 月 日

群馬県教育委員会教育長 殿

請求者の住所
氏 名

年金証書再交付請求書

下記の年金証書を 亡 失 したので再交付してください。
損 傷

記

証 書 番 号 第 号

証書発行年月日

受給権者氏名

別記様式第20号（規格A4）（第11条関係）

遺族補償年金支給停止申請書

群馬県教育委員会教育長 殿 下記の所在不明者に係る遺族補償年金の支給の停止を申請します。		申 請 年 月 日		年 月 日	
		申請者の年金証書の番号		第 号	
		住 所			
		氏 名			
		生 年 月 日		年 月 日生	
		所在不明者との続柄			
1 所在不明者	年 金 証 書 の 番 号		第 号		
	氏 名				
	最 後 の 住 所				
	所在不明となった年月日		年 月 日		
	所 在 不 明 の 事 由				
2 申請者の同順位者	氏 名	住 所	年金証書の番 号	所 在 不 明 者 と の 続 柄	
			第 号		
			第 号		
			第 号		
			第 号		
3 添付する書類その他の資料名					
※受 理		年 月 日		※決 定 内 容	
年 月 日		年 月 日		年 月分から停止	
※決 定		年 月 日			

〔注意事項〕

この申請書には、所在不明者の所在が1年以上明らかでないことを証明する書類を添付すること。

別記様式第21号（規格A4）（第11条関係）

遺族補償年金支給停止解除申請書

群馬県教育委員会教育長 殿 下記のとおり遺族補償年金の支給の 停止の解除を申請します。	申 請 年 月 日	年 月 日
	申 請 者 の 年 金 証 書 の 番 号	第 号
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
支給停止となった年月日	年 月 日	

※受 理		※決定内容	年 月分から解除
※決 定			

〔注意事項〕

この申請書を提出するときには、併せて年金証書を提出すること。

別記様式第22号（規格A4）（第11条関係）

番 号
年 月 日

_____殿

群馬県教育委員会教育長 

遺族補償年金支給停止通知書

下記のとおり、遺族補償年金の支給を停止したので通知します。

記

- 1 年金証書の番号 第 号
- 2 氏 名
- 3 支給停止年月日 年 月 日

別記様式第23号（規格A4）（第11条関係）

番 号
年 月 日_____
殿

群馬県教育委員会教育長 印

遺族補償年金支給停止解除通知書

下記のとおり、遺族補償年金の支給の停止を解除したので通知します。

記

- | | | | | |
|---|-----------|---|---|---|
| 1 | 年金証書の番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 氏 名 | | | |
| 3 | 支給停止年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 解 除 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |

別記様式第24号（規格A4）（第12条関係）

障害（傷病）の現状報告書

群馬県教育委員会教育長 殿 下記のとおりに障害の現状を報告します。 年 月 日 報告者の住所 氏名 _____				医師 の 証 明	
1 年金証書の番号 第 _____ 号				(ア) 障害又は傷病の種類	
2 治療年月日 年 月 日 第 _____ 級 第 _____ 号				(イ) 障害の現状又は傷病の経過（傷病の現状） ※最近1年間にについて記入すること	
3 障害の状況				(ウ) 今後の見込み	
5 日常生活の概要					
6 等の受給関係 厚生年金保険関係		当該障害に関して支給されている年金の名称	支給されている額 円	支給された年月 年 月	(報告者の氏名) _____ 年 月 日 病院又は診療所の所在地 { 名称 医師氏名 } 印
			年金証書の記号番号	所轄年金事務所等	
7 添付する書類その他の資料名					

別記様式第25号（規格A4）（第12条関係）

遺族の現状報告書

群馬県教育委員会教育長 殿					
下記のとおり遺族の現状を報告します。					
年 月 日					
報告者（代表者）の 第 号					
年金証書の番号					
住 所					
氏 名					
1 死亡学校医等の氏名		(死亡年月日 年 月 日)			
2 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡学校医等との続柄	障 害 の 有 無
		年 月 日			有・無
		・ ・			有・無
		・ ・			有・無
		・ ・			有・無
		・ ・			有・無
3 受給関係 厚生年金保険等の	当該死亡に関して支給されている年金の名称		支給されている年金の額		支給されることとなった年月
			円	年 月	
			年金証書の記号番号	所轄年金事務所等	
4 添付する書類その他の資料名					

（裏）

〔注意事項〕

- 1 受給権者が2人以上であるときで、そのうちの1人を代表者として選任し、その者が当該遺族補償年金の支給を代表して受けている場合には、その代表者が代表してこの報告書を提出すれば足りるものであり、他の受給権者は提出する必要はないこと。
- 2 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の戸籍の謄本若しくは抄本又はこれに代わる市町村長の発行する証明書
 - (2) 受給権者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がいない場合において妻が等級第7級以上の障害を有する状態にあるとき、又は受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、障害を有する状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる者があるときは、その者が障害を有する状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
 - (3) 受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を認めることのできる書類

別記様式第26号（規格A4）（第16条関係）

公務災害補償記録簿（1号紙）

認定年月日		年 月 日		補償基礎額		金額 円 年 月 日決定		受給権者 氏名 死亡学校医等との続柄又は関係		
通知年月日		年 月 日		故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間 ☐有 ☐無 年 月 日から 年 月 日まで ☐休業補償 ☐障害補償 ☐傷病補償		☐				
認定番号						等級 等級号				
被災学校医等に関する事項 氏名 ☐男 ☐女 生年月日 年 月 日（歳） 住所 所属学校名 職名		傷病補償				年金額 円 支給決定 年 月 日 支払				
		葬祭補償				金額 円 年 月 日支払				
災害発生 災害発生の日時 年 月 日（曜日） 午前 午後 災害発生の場所		災害発生の日時		障害補償 ☐障害補償年金 円 ☐障害補償一時金 円 第 級 号 ☐併合繰上げ ☐加重		第三者加害行為		☐自動車事故 ☐その他 ☐免責 ☐求償 ☐一部補償		
		災害発生の場所								
		事故の態様								
		☐事故 ☐交通事故 ☐その他 ☐その他								

の 状 況	災害発生の 従事職務・認 定理由等		遺族補償		円	障害補償年金差 額一時金	円 支払決定 年月日 支払
	傷病名・傷病 の部位及び程度		遺族補償一時金 円 前払一時金額 円 年金支給停止期間 （ 年 月 から 年 月 ま ） 円 一時金額		備考		
	治療年月日	年 月 日	支給決定 年月日 支払				
	死亡年月日	年 月 日					

公務災害補償記録簿（2号紙）

[illegible]

休業補償						
支払年月日	休業期間	休業日数	補償基礎額	支払金額	備考	
年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	円		
年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	円		
年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	円		
年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	円		
年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	円		
年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	円		
年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	日	円	円		
累計				円		

		介 護 補 償			
支 払 年 月 日	支 給 に 係 る 月	常 時、随 時 の 別	補償基礎額	支 払 金 額	備 考
年 月 日	自 年 年 月 月 月 月 至 年 年 月 月 月 月	☐ 常 時 ☐ 随 時	円	円	
年 月 日	自 年 年 月 月 月 月 至 年 年 月 月 月 月	☐ 常 時 ☐ 随 時	円	円	
年 月 日	自 年 年 月 月 月 月 至 年 年 月 月 月 月	☐ 常 時 ☐ 随 時	円	円	
年 月 日	自 年 年 月 月 月 月 至 年 年 月 月 月 月	☐ 常 時 ☐ 随 時	円	円	
年 月 日	自 年 年 月 月 月 月 至 年 年 月 月 月 月	☐ 常 時 ☐ 随 時	円	円	
累 計			円	円	

傷病補償年金記錄簿(表)

災害発生年度	年度	職 名	認定 番 号		
受 給 権 者 の 氏 名		年金証書の番号 第 号	故 意 の 犯 罪 行 為 等 に よ る 制 限 の 有 無 及 び 制 限 期 間	☐ 有 ☐ 無	年 月 日 から 年 月 日まで
受 給 権 者 の 住 所	-----		他 の 法 律 に よ る 給 付 と の 調 整 関 係	年金の名称	
等 級	第 級 (年 月 日 決定)	支給されている年金の年額 円			
	第 級 (年 月 日 決定)	支給開始年月 年 月			
	第 級 (年 月 日 決定)	年金証書の記号番号			
支 給 開 始 年 月	年 月	所轄年金事務所名等			
障害の部位及びその程度					
傷病補償年金の額	支 給 年 月 年 月 月 から	補 償 基 礎 額 円	調 整 前 の 額 円	調 整 後 の 額 円	
年 月 月 から	年 月 月 から				
年 月 月 から	年 月 月 から				
振 込 先	銀行	支店	備 考		
口座番号					

[illegible]

障 害 補 償 年 金 記 録 簿 (表)

災害発生年度	年度	職名	認定番号		
受給権者の氏名		年金証書の番号 第 号	故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	☐ 有 ☐ 無	年 月 日から 年 月 日まで
受給権者の住所	-----		他の法律による給付との調整関係	年金の名称 支給されている年金の年額 円 支給開始年月 年 月 年金証書の記号番号	
等 級	第 級 (年 月 日決定)		支給開始年月 年 月 年金証書の記号番号		
	第 級 (年 月 日決定)				
	第 級 (年 月 日決定)				
	第 級 (年 月 日決定)				
支給開始年月	年 月				
障害の部位及びその程度			所轄年金事務所名等		
障害補償年金の額	支給年月	補償基礎額 円	調整前の年額 円	調整後の年額 円	
障害補償年金の額	支給年月	補償基礎額 円	調整前の年額 円	調整後の年額 円	
振込先	銀行	支店	備考		
口座番号					

[illegible]

(表) 簿録 記金 年償 補族 遺

災害発生年度		年度	職	名		認定番号		年金証書番号		年金の名称		
遺族補償年金受給資格者	氏名	生年月日	住	所	死亡学校医等との続柄	受給資格に喪動を生じた年月日	その事由	年の金証書番号	他の法律による給付との調整関係	年金の名称		
		年 月 日				年 月 日		第 号		支給されている年金の額 円		
		・ ・ ・				・ ・ ・		第 号		支給開始年月 年 月		
		・ ・ ・				・ ・ ・		第 号		年金証書の記号番号		
		・ ・ ・				・ ・ ・		第 号		所轄年金事務所名等		
遺族補償年金の額	支給年月	補償基礎額 円	率 %	調整前の額 円	調整後の額 円	遺族補償年金の額		支給年月	補償基礎額 円	率 %	調整前の額 円	調整後の額 円
	年 月から							年 月から				
	・ ・ ・							・ ・ ・				
	・ ・ ・							・ ・ ・				
	・ ・ ・							・ ・ ・				
振込先	銀行		支店	備考								
口座番号												

「氏名」の冒頭に受給権者である場合は、受給権者と生計を同じくしている者であるときは生、障害を有する状態にあるときは障と記入すること。

[illegible]

■ 人事委員会規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第五号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「四級地」を「六級地」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第六号

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則（昭和三十九年群馬県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「に規定する週休日」を「第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づく週休日並びに同条第三項第三項、第四条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第一号中「非常勤職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第七号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県人事委員会規則第二

十一号）の一部を次のように改正する。

第二条から第二条の七までを次のように改める。

（条例第三条第三項の適用除外職員）

第二条 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 警察学校において教養訓練を受けている職員

二 前号に掲げる職員のほか、人事委員会が別に定める職員

（条例第三条第三項又は第四条第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

第二条の二 任命権者は、勤務時間の割振り等（条例第三条第三項又は第四条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（これらの規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第三条第二項並びに第十二条第一項第十六号及び第十六号の二を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第二条の五までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第三条第三項又は第四条第三項に規定する申告（以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

一 第二条の六に規定する単位期間（以下この号及び第三号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき一日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。

二 一日につき二時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき一日を限度として職員が指定する日（第四号において「特例対象日」という。）については、二時間未満の勤務時間を割り振ることができること。

三 前二号の規定にかかわらず、休日（条例第八条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日を含む。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、七時間四十五分（定年前再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第三条第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日を含む。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること。

四 午前十時から午後三時までの間において、休憩時間を除いて連続するように、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で任命権者があらかじめ定める時間帯に、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。

五 始業の時刻を午前五時以後に、終業の時刻を午後十時以前に設定すること。

2 定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第三条第三項又は第四条第三項の規定による勤務時間の割り振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会の定める場合に係る条例第三条第三項又は第四条第三項の規定による勤務時間の割り振りについては、人事委員会の定めるところにより、第一項第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

（条例第三条第三項及び第四条第三項の規定による勤務時間の割り振り等の変更）

第二条の三 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割り振り等を変更することができる。

一 職員から申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割り振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割り振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

（条例第三条第三項及び第四条第三項の規定による勤務時間の割り振り等の申告）

第二条の四 申告は、第二条の二に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻を明らかにしてしなければならない。

（申告・割振り簿）

第二条の五 申告及び勤務時間の割り振り等は、申告・割振り簿により行うものとし、申告・割振り簿に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（単位期間）

第二条の六 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める期間は、一週間又は四週間のいずれから職員が選択する期間とする。

（特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割り振りの基準）

第二条の七 任命権者は、条例第四条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、週休日が一週間につき一日以上となるようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第四条第二項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

一 週休日が一週間につき一日以上となること。

二 一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないこと。

三 四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては条例第二条第三項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第四項の規定により定める時間。以下この号において同じ。）となること。ただし、同条第五項の規定により人事委員会の承認を得て一週間の勤務時間について別に定める場合は、連続する

四週間を超えない期間の初日から末日までの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となり、かつ、一の四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないこと。

第二条の八から第二条の十二までを削る。

第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項第三号において同じ。）」に、「同条」を「条例第五条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（条例第三条第三項、第四条第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項並びに第十二条第一項第十六号及び第十六号の二において同じ。）が一週間に於いて一日以上となるようにし、かつ、週休日の振替等により週休日又は勤務時間を割り振らない日とする勤務日は、条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定によりあらかじめ割り振られている一日の勤務時間が七時間四十五分以内の日としなければならない。

一 週休日の振替（条例第五条第一項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務命令日に割り振ることをいう。）

二 勤務時間を割り振らない日の振替（条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務命令日に割り振ることをいう。）

三 四時間の勤務時間の割り振り変更（条例第五条第一項の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を勤務命令日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

第五条第一項中「第四条」を「第四条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「第三条第三項」の下に「若しくは第四条第三項」を加え、「割り振り、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び」を「割り振らない日を設け、若しくは」に改め、「対して」の下に「速やかに」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第五条の二 第二条の二から第二条の五まで及び第二条の七の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしていない職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第七条の二中「人事委員会規則で定める者」を「常態として子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者」に改め、同条第二号中「子」の下に「（条例第十条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第七条の四、第七条の八、第十二条第一項第三号、第七号、第十二号、第十三号の二及び第十三号の三並びに別表第二において同じ。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一

項として次の一項を加える。

条例第十条の二第二項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第七条の四第一項第四号中「第三条第四項第一号」を「第十条の二第二項」に改める。

第七条の五第二項中「、要介護者」の下に「（条例第十条の二第四項に規定する要介護者をいう。この項において読み替えて準用する前条第一項第一号及び第二号、第七条の九、同条において読み替えて準用する第七条の八第一項第一号及び第二号並びに第十三条第八項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一 父母の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項、第十二条第一項第十三号の四及び別表第二において同じ。）

二 子の配偶者又は配偶者の子

三 祖父母、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母

四 孫、孫の配偶者又は配偶者の孫

五 兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹

第七条の八第二項第二号中「、条例第十条の二第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

第七条の十第一項中「給与条例」を「群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第十条第一項及び第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一項第十三号の三中「その子の看護」を「その子の看護等」に、「」又は「を」に、「その子の世話をを行う」を「その子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改め、同号イ中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「就学前の子」を「小学校第三学年修了前の子」に、「当該就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子」に改め、同号ロ中「小学校就学の始期」を「九歳に達する日後の最初の四月一日」に、「就学前の子」を「小学校第三学年修了前の子」に、「当該就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子」に改め、同号ハ中「就学前の子及び就学前の子以外の子」を「小学校第三学年修了前の子及び小学校第三学年修了前の子以外の子」に、「当該就学前の子及び就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子及び小学校第三学年修了前の子」に改め、同項第十六号及び第十六号の二中「週休日」の下に「、勤務時間を

割り振らない日」を加え、同条第五項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 任命権者は、群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第八十一号）第十四条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に、同条例による改正前の群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十五号）第三条第三項若しくは第四条第三項の規定により勤務時間を割り振ろうとする場合又は同条例第三条第四項若しくは第四条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ろうとする場合（この規則による改正前の群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二条の六の規定により職員が選択する期間（以下この項において「選択単位期間」という。）が一週間である場合を除く。）において、単位期間（同条例第三条第三項に規定する単位期間をいう。以下この項において同じ。）の初日としようとする日から起算して当該選択単位期間を経過する日が、施行日以後に到来するときは、同規則第二条の六の規定にかかわらず、当該単位期間の末日を施行日の前日以前とするために必要限度において、当該単位期間を一週間、二週間又は三週間とすることができる。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第八号

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年群馬県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十七条第一項第三号の人事委員会規則で定める場所は、保健福祉事務所内のエックス線診療室とする。

7 条例第十七条第二項第三号の人事委員会が定める額は、業務に従事した日一日につき、四百五十円とする。

第二十条第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第九号

群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十四年群馬県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条中「第八条」を「第六条」に改め、同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
